

第3 個人市民税・県民税普通徴収関係帳票〔当初分〕 A業務技術仕様書3

市民税・県民税普通徴収関係帳票〔当初分〕として以下の帳票を取り扱うこととする。

- ①市民税・県民税普通徴収納税通知書・・・・・・・・・・・・・・・・（以下「①納税通知書」という）
- ②納付書（共通様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（以下「②納付書」という）
- ③口座振替依頼書
- ④納税通知書用封筒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（以下「④封筒」という）
- ⑤お知らせ

3-1 業務スケジュール

(1) 帳票作成の準備

令和7年1月4日から令和7年6月30日まで

業務工程の概略は下記のとおり。受託者は、契約後速やかに委託者と協議し、より詳細な作業工程表を作成し、元目分庁舎2階市民税課に提出すること。

時期	内容
令和7年4月中旬	帳票の承認
令和7年5月6日頃	テストデータ提供
令和7年5月10日頃	テスト印字サンプル提出
令和7年5月25日頃	データ提供
令和7年5月29日頃	引抜きデータ提供
令和7年6月6日頃	引抜き分納品
令和7年6月7日頃	納品

3-2 データ貸与

(1) 貸与データの仕様D「提供データ仕様書3」のとおり。

ファイル構成

	ファイル仕様	提供ファイル
1	税額決定（変更）通知書	税額決定（変更）通知書_当初管外_YYYYMMDD_HHMM.csv
2		税額決定（変更）通知書_当初管内_YYYYMMDD_HHMM.csv
3		税額決定（変更）通知書_当初口座_YYYYMMDD_HHMM.csv
4	普徴通知書拡張ファイル	普徴通知書拡張_当初管外_YYYYMMDD_HHMM.csv
5		普徴通知書拡張_当初管内_YYYYMMDD_HHMM.csv
6		普徴通知書拡張_当初口座_YYYYMMDD_HHMM.csv
7	普徴納付書（コンビニ型）	普徴納付書（コンビニ型）_当初管外_YYYYMMDD_HHMM.csv
8		普徴納付書（コンビニ型）_当初管内_YYYYMMDD_HHMM.csv
9	未登録外字有り・桁オーバーリスト	未登録外字有り・桁オーバーリスト_通知書_当初管外_YYYYMMDD_HHMM.csv
10		未登録外字有り・桁オーバーリスト_通知書_当初管内_YYYYMMDD_HHMM.csv
11		未登録外字有り・桁オーバーリスト_通知書_当初口座_YYYYMMDD_HHMM.csv
12		未登録外字有り・桁オーバーリスト_納付書_当初管外_YYYYMMDD_HHMM.csv
13		未登録外字有り・桁オーバーリスト_納付書_当初管内_YYYYMMDD_HHMM.csv
14		日付ファイル

※「YYYYMMDD_HHMMSS」は日付情報

(2) データの提供時期

年金保険者から経由機関を通じて「特別徴収対象者情報の通知(コード「00」)」が委託者に提供された日（例年5月20日頃）の3日後又は4日後とする。ただし、4日後までに提供することが困難な場合は、両者協議して決めることとする。

(3) データの引渡し方法

ア 委託者は、帳票データ・外字ファイル等必要なデータを格納したDVD-Rを作成し、暗号化又はパスワードの設定を施したうえで提供するものとする。

なお、暗号又はパスワードの伝達方法については、委託者、受託者間で協議の上で決定するものとする。

イ 提供場所は、元目分庁舎2階市民税課において行うものとする。

ウ 受託者は、個人情報や機密情報の輸送に特化した安全性の高いセキュリティ便（プライバシ

ーガード、セキュリティガード)などの輸送サービスを受託者の負担により手配し、データを受領するものとする。なお、提供場所から他の場所を経由することなく受託者の指定する場所へ運搬するよう手配すること。また、必要に応じて鍵付きのケース等に格納して運搬を行うよう手配すること。

ただし、委託者と協議の結果、高度な情報セキュリティ環境を維持できる通信サービスを別途利用する場合は、この限りではない。

例：総合行政ネットワーク（LGWAN）通信回線によるデータ伝送サービスなど

エ 各帳票の印字・発送等の業務が終了した場合、又は委託者が返還を要求した場合、速やかに貸与品を返還すること。上記ウのただし書きによる高度な情報セキュリティ環境を維持できる通信サービスを利用する場合は、各帳票の印字・発送等の業務が終了した場合、個人情報が出さないようデータを完全に消去すること。

3-3 作業概要

(1) 帳票内容の印字

- ア 「①納税通知書」「②納付書」「③口座振替依頼書」に、提供データ（「D提供データ仕様書3」）から「C帳票レイアウト仕様書3」の指示に従い、情報印字を行うこと。
- イ 「地方税統一QRコード」「統一納付書番号及び地方税統一QRコード対応納付書であることを示す地方税共同機構の基準に基づく文言」の印字を行うこと。
- ウ カスタマーバーコード・コンビニエンスストア収納バーコード・返戻バーコード印字を行うこと。
- エ 「④封筒」の窓から見える場所に、一意となる印字管理番号を印字すること。
- オ 「①納税通知書」「②納付書」「③口座振替依頼書」への情報印字は、委託者が指定する者の納税通知書等をテスト用に作成し、委託者の確認を得てから、情報印字を行うこと。
- なお、テストにより修正の必要が生じた場合は、本番までに速やかに修正対応すること。

(2) 各種帳票・封筒の作製・印刷の詳細

下記のとおり各種帳票・封筒の作製・印刷を行うこと。

「①納税通知書」

項目	仕様
ア 用紙の紙質・紙厚	70kg以上の色上質紙を使用すること。
イ 用紙のサイズ	縦12インチ × 横16.5インチ
ウ 用紙の加工	用紙の加工はしない。ただし、紙折りの工程等で加工の必要が生じたときは、委託者の承認を受け加工をすることができる。
エ 印刷・刷色	両面印刷、4色刷り
オ その他	校了後、様式の原稿を編集可能なデータで提供すること。

「②納付書」

項目	仕様
ア 用紙の紙質・紙厚	日本マルチペイメントネットワーク運営機構「帳票標準仕様」の納付書様式に準拠した紙質であること。
イ 用紙のサイズ	サイズ：A4（下記で示す3切片を1枚とする場合）
ウ 用紙の加工	左から、「納付書兼納入済通知書」、「納入書」、「領収証書」を配列する3連様式） 「納付書兼納入済通知書」と「納入書」の境目、「納入書」と「領収証書」の境目の2箇所にミシン目を入れること。
エ 印刷・刷色	両面印刷（刷色数：表4色、裏1色）
オ 特記事項★ （地方税統一QRコード等への対応）	「地方税統一QRコード」「統一納付書番号及び地方税統一QRコード対応納付書であることを示す地方税共同機構の基準に基づく文言」の印字を行うこと。 「3-6 地方税統一QRコード等に係る対応」及び「地方税共

	同機構作成：納付書作成に関するガイドライン」参照
--	--------------------------

「③口座振替依頼書」

項目	仕様
ア 用紙の紙質・紙厚	70kg以上の色上質紙を使用すること。
イ 用紙のサイズ	縦4.5インチ × 横8.3インチ
ウ 用紙の加工	納税者控用・金融機関控用・市役所控用の各境にミシン目加工。
エ 印刷・刷色	両面印刷、表3色・裏1色刷り
オ その他	校了後、様式の下稿を編集可能なデータで提供すること。

「④封筒」

作成する「④封筒」は、窓付き封筒で以下の2種とする。

- ・区内特別郵便用

「業務共通仕様書（全般）12 参考資料 区内特別郵便物仕分分類」表の分類に該当するものに使用

- ・料金後納用

上記以外のものに使用

項目	仕様
ア 封筒の紙質	60kg以上70kg以下の再生紙を使用すること。
イ 封筒のサイズ・形状・デザイン	定形郵便として発送できる封筒（縦120mm×横235mm程度）紙としてリサイクル可能な素材での窓空き、のり付き（自動封入可能な天然素材）とし、中身が見えないように封筒内部に模様加工を施すこと。 ※日本郵便株式会社の定める「定型郵便物・はがき作成ガイドライン」に従って、納税通知書の宛名部分が郵便あて先として見えるように、封筒及び封筒窓空き部分のサイズを調整すること。
ウ 刷色	表・裏1色刷り
エ その他	封筒裏面に、縦70mm×横140mmの企業等の広告を掲載する。 ※校了までに原稿サイズの広告データを委託者から受託者に提供する。

「⑤お知らせ」

作成する「⑤お知らせ」は、「A 市民税・県民税について」「B 年特還付について」「C 相続人の方へ」「D 賦課の根拠（現年度）」「E 口座振替のご案内（F 納付方法についての内容含む）」の5種類とし、仕様は、次のとおりとする。

項目	仕様
ア 用紙の紙質・紙	A 市民税・県民税について 55kg以下の再生紙

厚	B 年特還付について C 相続人の方へ D 賦課の根拠（現年度） E 口座振替のご案内 F 市税の納付方法について（Eと一体で作成）	55kg以下の再生紙 中厚口色上質紙 再生紙又は色上質紙 再生紙又は色上質紙
イ 用紙のサイズ	A 市民税・県民税について B 年特還付について C 相続人の方へ D 賦課の根拠（現年度） E 口座振替のご案内	縦297mm × 横420mm 縦 99mm × 横210mm 縦 99mm × 横210mm 縦297mm × 横420mm 縦297mm × 横420mm以内
ウ 用紙の加工	B・Cは折無し、 A・D・Eは半分に折って更に三つ折（DM折）	
エ 印刷、刷色	A 市民税・県民税について B 年特還付について C 相続人の方へ D 賦課の根拠（現年度） E 口座振替のご案内	両面印刷、1色刷り 片面印刷、1色刷り 片面印刷、1色刷り 両面印刷、2色刷り 両面印刷、4色刷り
オ その他	校了後、様式の原稿をPDF等で提供すること。	

(3) 帳票の製本

帳票製本はしない。

(4) 帳票の引抜き

次の条件に当てはまる帳票を引抜いて、「③納付書」と名寄せを行い、同封物を併せて封入封緘すること。

ア 「**3-5参考資料**(1)封入パターン」で「未登録外字有・桁オーバー」又は「カスタマーバーコード不備」に分類されるもの。

イ 上記ア以外で、委託者が引抜き依頼するもの。引抜き依頼は、**3-1業務スケジュール** 引抜きデータ提供日にデータの提供をもって行うこととする。

引抜き依頼データの中で、印字対象に該当しないものがあつた場合は、該当するもののみで処理を行うこと。また、引抜き依頼データのうち「引抜き依頼分」として納品できなかったものは、一覧データにして判明後速やかに委託者に提出すること。

(5) 帳票の再印字

帳票の再印字は行わない。

(6) 帳票の封入・封緘

印刷帳票は、「④封筒」に3-5参考資料(1)封入パターンに従い、「①納税通知書」「②納付

書」「③口座振替依頼書」「⑤お知らせ（5種類）」をセットし、封入・封緘すること。

(7) 帳票の仕分・梱包

封緘した「④封筒」は重量で「50g以下」又は「50g超」に区分し、それぞれを「業務共通仕様書（全般）11郵便物仕分分類」で仕分けて梱包すること。なお、仕分分類で分類されない帳票はその他の区分に分類し、梱包すること。

梱包箱には、「箱番号」「3-5参考資料(1)封入パターンの種別」「郵便局」「重量帯」「郵便番号」「印字管理番号」「梱包数」「引抜き数」「引抜き後の実数」を記載すること。なお、梱包に要する資材の費用は受託者の負担とする。

箱記載例

浜松市 市県民税納税通知書			
浜松東（郵便局）	430-08	50g	
一般（納付書無）			
箱番号	001		
区内特別郵便			
・ 印字管理番号	1	～ 1,000	
・ 梱包数	1,000通		
・ 引抜き数	5通		
・ 引抜き後の実数	995通		

(8) 成果品の納品

ア 「**3-3 作業概要** (4) 帳票の引抜き」で引抜いた分以外は、「**3-1 業務スケジュール**」納品の日までに委託者の指定する場所（浜松市内）に納品すること。ただし、不測の事態等が発生した場合は、委託者に申出を行い、納品日及び納品場所を委託者と受託者双方で協議・決定できることとする。

イ 「**3-3 作業概要** (4) 帳票の引抜き」で引抜いた分は、「**3-1 業務スケジュール**」引抜き分納品の日までに元目分庁舎2階市民税課へ納品すること。

ウ 成果品と併せて、次の資料を期日までに提出すること。

- ・ 印字された「①納税通知書」「②納付書」の電子データ（PDF等）（期日：納品日）
- ・ 宛名番号から箱番号・印字管理番号・納付書枚数等を検索できる仕組みを、MS-Excel ファイル形式又はCSV ファイル形式で作成したもの（期日：納品日の7開庁日前）
- ・ 「業務共通仕様書（全般）11郵便物仕分分類」及びその他の分類について、重量帯別の納品件数（引抜き分の通数が分かるように）（期日：納品日の前日）
- ・ 納税通知書サンプルとして、①～⑤全ての帳票（印字あり）を一纏めにして100部。
なお、サンプルの印字内容は、委託者から別途指示する。（期日：納品日の前日）

3-4 確認検査

(1) 成果品の検査

成果品の納品までに、次の検査を行う。検査方法は成果品からの抽出検査とする。封緘された成果品の開封を伴うため、再封緘用の「④封筒」を受託者が用意すること。

- ・ 誤った納税義務者の「②納付書」「③口座振替依頼書」を封入していないか
- ・ 封入パターンごとの封入が正確に行われているか
- ・ 「④封筒」の窓から必要な情報が確認できるか、不必要な情報が見えていないか
- ・ 個人情報を取り扱う作業場等の管理状況は適切か
- ・ 個人情報を含む帳票等の保管状況は適切か

(2) 追加検査・状況報告等

委託者が必要と認めた場合は随時検査又は受託者に状況報告を求めることができるものとする。

3-5 参考資料

(1) 封入パターン

	種 別		④封筒		①	②	③	⑤お知らせ				
			封入	封緘	納税 通知書 (枚数)	納付 書 (枚数)	口座 振替 依頼書	A 市民 税・県 民税 につ いて	B 年特 還付 につ いて	C 相続 人の 方へ	D 賦課 の 根拠 (現年 度)	E 口座振 替・納 付方法 のご案内
1	一般 (納付書無)	普徴あり	●	●	1	0	—	●	—	—	●	—
2		普徴無し	●	●	1	0	—	●	—	—	●	—
3	一般(納付書有)		●	●	1	1~4	●	●	—	—	●	●
4	死亡	普徴あり	●	●	1	0~4	—	●	—	●	●	—
5		普徴無し	●	●	1	0~4	—	●	—	●	●	—
6	年特還付対象 者(納付書無)	普徴あり	●	●	1	0	—	●	●	—	●	—
7		普徴無し	●	●	1	0	—	●	●	—	●	—
8	年特還付対象者(納付書有)		●	●	1	1~4	●	●	●	—	●	●
10	未登録外字有 ・桁オーバー	普徴あり	●	●	1	0~4	—	●	—	—	●	—
11		普徴無し	●	●	1	0~4	—	●	—	—	●	—
12	カスタマーバー コード 不備	普徴あり	●	●	1	0~4	—	●	—	—	●	—
13		普徴無し	●	●	1	0~4	—	●	—	—	●	—

(2) 種別の条件について

- ア【一般】……次のイ【死亡】、ウ【年特還付対象者】、エ【未登録外字有・桁オーバー】、オ【カスタマーバーコード不備】に分類されないもの
- イ【死亡】……「普徴通知書拡張ファイル」の『No.6 死亡者区分』が『1』であるもの
- ウ【年特還付対象者】……「普徴通知書拡張ファイル」の『No.5 年特還付区分』が『1』であるもの
- エ【未登録外字有・桁オーバー】……「未登録外字有・桁オーバーリスト」の処理区分が『空欄出力』となっているもの
- オ【カスタマーバーコード不備】……「税額決定(変更)通知書」ファイルの『No.18 RTXT バーコード』の値からカスタマーバーコードを生成できないもの
- ・各種別の【普徴あり】は「税額決定(変更)通知書ファイル」の『No.158 RTXT 明細普税』>0、かつ『No.160 RTXT 明細還付額』が『0』であるものとし、【普徴無し】は上記以外のものとする
 - ・複数の種別に重複して該当する場合は、以下の優先順位に従って処理すること
 - 1 未登録外字有・桁オーバー
 - 2 カスタマーバーコード不備
 - 3 死亡
 - 4 年特還付対象者

5 一般

3-6 地方税統一QRコード等の印字に係る対応

(1) 地方税統一QRコードについて

対象帳票に「地方税統一QRコード」「統一納付書番号」及び「地方税統一QRコード対応納付書であることを示す地方税共同機構の基準に基づく文言」の印字を行うこと。

「地方税統一QRコード」とは、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」（事務局：総務省及び一般社団法人全国銀行協会）において、地方税の納税に活用することを目的として定めたQRコードの全国統一規格であり、全ての市町村が地方税の納付書に地方税統一QRコード等を印字し、地方税共通納税システムによる納付等に活用するものである。

(2) 対象帳票及びデータファイル

地方税統一QRコード等を作成・印字する対象帳票及び作成用データファイルは、以下一覧のとおりとする。

地方税統一QRコード等対象帳票一覧 データ印字納品用（情報印字あり）

帳票名称	データファイル	作成予定部数
納付書（共通様式）	c. 普徴納付書（コンビニ型）.csv	225,000部

(3) オンライン用帳票（※eL-QRの文字をプレ印字しない帳票）

該当なし

(4) 印字・印刷内容

印字・印刷する具体的な内容は、以下のとおり「地方税統一QRコード」、「統一納付書番号」及び「地方税統一QRコード対応納付書であることを示す地方税共同機構の基準に基づく文言」（以下、「地方税統一QRコード等」という。）である。

ア 「地方税統一QRコード」

地方税の納税に活用することを目的として定めたQRコードの全国統一規格

イ 「統一納付書番号」

納付書情報を一意に特定するための番号

ウ 「地方税統一QRコード対応納付書であることを示す地方税共同機構の基準に基づく文言」（3種類）

(ア) eLマーク

「共通納税対応納付書」を示すマーク

(イ) eL番号

「納付書を特定するキー情報」を示す文言

(ウ) eL-QR

「地方税統一QRコード」を示す文言

(5) 地方税統一QRコードの印字

地方税統一QRコード等の規格等は、全国共通の仕様として、地方税共同機構が「納付書作成に関するガイドライン（第1.3版）」（令和4年7月）を定めている。

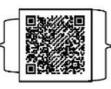
受託者は地方税共同機構「納付書作成に関するガイドライン」に基づいて「地方税統一QRコード」を生成し、対象帳票へ印字すること。

地方税統一QRコード生成条件

（地方税共同機構「納付書作成に関するガイドライン（第1.3版）（令和4年7月）」抜粋）

項番	項目	数値	条件
1	バージョン	6	固定
2	誤り訂正レベル	M	固定
3	プリンタ解像度 (dpi)	300dpi 以上	各地方団体において設定
4	セルサイズ	0.28mm 以上 (0.32mm 以上推奨)	印刷スペースを踏まえ、可能な限り大きく設定
5	1セルあたりのドット数	4ドット以上	dpiに合わせて最適数を設定

※ 上記条件に従い生成されるQRコードの最小サイズは、印刷プリンタの解像度により、11.6mmから13.0mm(マージン込みで13.8mmから15.6mm)となる。地方団体においては、印字確認及び読取確認により、読取の安定性を事前検証する。



11.6mm × 13.8mm
360dpi



13.0mm × 15.6mm
400dpi



12.1mm × 14.5mm
600dpi

解像度3種の内、600dpiを第一候補とする。600dpiが不可の場合、委託者と協議する。

地方税統一QRコード格納項目（地方税統一QRコードレイアウト）

項番	項目	文字種	桁数	内容
01	仕様バージョン（JPQR関係）	半角数字	2	"01"を設定
02	静的・動的フラグ（JPQR関係）	半角数字	2	"12"（動的／請求書払い）を設定
03	宛先情報（JPQR関係）	半角数字	5	地方税共同機構識別符号"13800"
04-1	チェックディジット	半角数字	2	
04-2	地方税共同機構の口座番号	半角数字	11	便宜的にALL0を設定
04-3	払込金額	半角数字	11	今回納付額合計
04-4	払込手数料の加入者負担／払込者負担	半角数字	1	"2"（加入者負担）を設定

04-5	83 桁 情 報	機関 I D (収納機関番号)	半角数字	5	地方税共同機構をMPN の収納機関とする番号” 13800”
04-6		印紙税の要否の別	半角数字	1	” 0” (不要) を設定
04-7		税目・料金 (納付区分)	半角数字	3	税目を識別するための税 目・料金番号
04-8		拡張領域	半角数字	5	便宜的に ALLO を設定
04-9		チェックディジット	半角数字	2	
04-10		案件特定キー	半角数字	20	地方団体が付番する案件 特定キー番号
04-11		確認番号	半角数字	6	地方団体が付番する確認 番号
04-12		e L T A X利用領域	半角数字	1	” 0” を設定
04-13		団体番号	半角数字	5	地方公共団体コード
04-14		税務事務所コード	半角数字	3	税務事務所コード
04-15		拡張領域	半角数字	7	便宜的に ALLO を設定
05			課税年度	半角数字	4
06		対象年度	半角数字	4	当該納付案件の対象年度 (西暦 4 桁)
07		期別	半角数字	2	01=1 期、02=2 期、・・・
08		納期限	半角数字	8	当該納付案件の納期限 YYYYMMDD
09		支払期限	半角数字	8	QR コードを活用した 支払期限 YYYYMMDD
10		拡張領域	半角数字	85	便宜的に ALLO を設定
11		チェックディジット (J P QR 関係)	半角数字	5	

(6) 統一納付書番号の印字

受託者は、地方税共同機構「納付書作成に関するガイドライン」に基づいて、地方税共通納税システムにおいて納付書情報を一意に特定するため、「統一納付書番号」を納付書に印字すること。

なお、「統一納付書番号」は、「地方公共団体コード」「案件特定キー」「確認番号」「税目・料金番号」の4つの情報で構成する番号である。

統一納付書番号の構成

統一納付書番号 (全34桁)			
①地方公共団体コード (5桁)	②案件特定キー (20桁)	③確認番号 (6桁)	④税目・料金番号 (3桁)

統一納付書番号の印字位置

※浜松市の帳票はMPN準拠帳票に該当する。(ペイジーマークは表示しない)

帳票の種類	記載場所
MPN標準帳票	<ul style="list-style-type: none"> 「MPN標準帳票」のレイアウトにおける「<u>収納機関番号</u>」、「<u>納付番号</u>」、「<u>確認番号</u>」及び「<u>納付区分</u>」の欄に、<u>案件特定キー等を記載する。</u> 地方団体が任意に採番する案件特定キー及び確認番号については、MPN用の納付番号及び確認番号と共通のものとして当該地方団体において採番する。
MPN準拠帳票	<ul style="list-style-type: none"> 「MPN準拠帳票」のレイアウトにおける「<u>収納機関番号</u>」、「<u>納付番号</u>」、「<u>確認番号</u>」及び「<u>納付区分</u>」の欄に、<u>案件特定キー等を記載する。</u>
その他の帳票	<ul style="list-style-type: none"> 納入済通知書片の任意の場所に記載する。

【MPN標準帳票・MPN準拠帳票への記載イメージ】

この領域に記載する方法を標準の記載方法とする。

- 「収納機関番号」の欄 ⇒ 地方公共団体コード※
- 「納付番号」の欄 ⇒ 案件特定キー
- 「確認番号」の欄 ⇒ 確認番号
- 「納付区分」の欄 ⇒ 税目・料金番号

※地方公共団体コードとMPNの収納機関番号が異なっている場合には、MPNの収納機関番号を記載する (MPNの収納機関番号を共通納税用に利用する)。

※「MPN標準帳票」のイメージを使用している。

※「MPN準拠帳票」の場合は、ペイジーマークの表示不可。

(7) 地方税統一QRコードであることを示す文言の印刷

受託者は、地方税共同機構が定める「地方税統一QRコードを示す文言及び納付書への記載方法等の基準」に基づいて、対象帳票に下記の文言・マークの印字・印刷を行うこと。

地方税共同機構「地方税統一QRコードを示す文言及び納付書への記載方法等の基準」

項目	文言 (読み)	記載方法等
	イメージ	
ア「共通納税対応納付書」を示すマーク	<ul style="list-style-type: none"> e L マーク (えるまーく) 	<ul style="list-style-type: none"> 共通納税対応の納付書を示すものとして、納入済通知書片のタイトル部分に印刷する。 印刷時のサイズは任意とし、納税者が識別可能な範囲で調整する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・印刷の際に、各帳票において定められる余白を確保するように留意のこと。 ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること。
イ「納付書を特定するキー情報」を示す文言	<ul style="list-style-type: none"> ・ e L 番号 (えるばんごう) <div data-bbox="587 651 943 741" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> eL番号:12345-1234567890 1234567890-123456-123 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書に案件特定キー等を印字する際に、その先頭に印字する。 ・納入済通知書片への記載を必須として、原符片及び領収書片への印字は任意とする。 ・「e L 番号」に続けて、「共通納税機関コード」-「案件特定キー」-「確認番号」-「税目料金番号」の順番に印字する。 ・「MPN標準帳票」及び「MPN準拠帳票」の納入済通知書片においては、MPNの納付番号欄等へ印字することから、「e L 番号」の印字は不要とする。 ・イメージに記載した改行場所は例示。(改行する桁数は任意。)
ウ「地方税統一QRコード」を示す文言	<ul style="list-style-type: none"> ・ e L-Q R (えるきゅーあーる) <div data-bbox="587 1413 732 1559" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">  eL-QR </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・納付書にQRコードを印刷する際に、その下部、上部や左右余白等に印字する。 ・刷色及び文字フォントは任意とする。 ・印刷の際に、各帳票において定められる余白を確保し、「e L-Q R」表示とQRコードが重ならないように留意のこと。 ・QRコード自体は、納入済通知書片へ記載する。(すべての納付書において納入済通知書片への記載で統一する。)

(8) 各関係機関の作成基準への適合

受託者は、地方税統一QRコード等の作成・印字に係る仕様については、本特記仕様書及び地方税共同機構「納付書作成に関するガイドライン」に定める事項の他、各関係機関が定める下記の作成基準に適合するよう作業を行うこと。

契約締結日以降に国、地方税共同機構及び関係機関から、地方税統一QRコード等の印字に係る仕様や作成基準等について新規・変更・追加の改訂や情報の発信があった場合は最新の仕様内容を適用するものとし、印字印刷開始時までには委託者と受託者が確認、協議を行い基準に適合するよう努めるものとする。

ア ゆうちょ銀行「地方税統一QRコード様式の作成基準」(2022年3月31日)

QR様式(マル公)作成基準

項番	項目	QR様式(マル公)の作成基準
①	QRコード等	㊦納入済通知書表面に「eLマーク」の記載を推奨 ①納入済通知書表面に、地方税統一QRコードが印字されていること ※QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨 ※「eL-QR」の表示を推奨 ㊧納入済通知書表面に「eL番号(案件特定キー等)」が印字されていること
②	納付書の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・3連式であること ・「済通」「原符」「領収証書」の構成であること
③	マル公の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・各表題部の先頭または後方に表示
④	加入者名	<ul style="list-style-type: none"> ・各票上部に、口座番号・加入者名欄を隣接して設欄(既存納付書において欄がない場合は、設欄不要)
⑤	口座番号	
⑥	払込人 住所氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> ・払込人住所氏名欄を設欄(住所非表示の場合、氏名のみで可)
⑦	金額欄	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄
⑧	日附印欄	<ul style="list-style-type: none"> ・各票下部に設欄(縦横30mm以上を推奨)
⑨	公金取りまとめ店 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示
⑩	保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関(郵便局)保管」「市町村保管」のように表示
⑪	納付場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」等(審査時はネガティブチェックのみ)
⑫	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイジーマークは表示不可

	(準拠帳票を想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・払込ID番号及び番号枠は表示不可（カク公用表示のため） ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため） ・刷色は他の払込書との差別化を図るため「赤」「青」及び「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること
--	-----------	---

イ 日本マルチペイメントネットワーク運営機構（2022年5月30日）

「マルチペイメントネットワーク 地方税統一QRコードを利用する帳票について」
（第1.0版）

主な要目（抜粋）

<p>(略)</p> <p>2. 3. 地方税統一QRコード納付書の作成基準について</p> <p><u>MPN準拠帳票</u>では以下の禁止事項を厳守していただくようお願いします。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペイジーマークは表示不可 ・払込ID番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため） ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため） ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してMPN払込書と誤認しない色）とすること

ウ 流通システム開発センター「GS I-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」 第4版（2022年1月）（抜粋）

(略)

⑤印字に関する制限

・郵便用のカスタマーバーコード、地方税統一QRコードを除く、GS1—128シンボル以外のバーコードは、表面には記載しないこと。

5. 地方税統一QRコードの印字場所について

収納票に「地方税統一QRコード」を印字する場合は、次の基準を満たす必要がある。

・「地方税統一QRコード」の印字場所は「本部控」内に限るものとする。
 ・コンビニエンスストア等収納用のバーコード印字場所からできるだけ離れた場所とする。(コンビニエンスストア等収納用のバーコードが印字される枠内には印字しない。)

・図10に示すように、「本部控」の右下部への印字を推奨する。

図10. 地方税統一QRコード印字場所サンプル

